

愛顔つなぐえひめ国体伊予市防疫対策要項

(平成28年2月3日 第2回宿泊衛生専門員会決定)

1 目的

この要項は、愛顔つなぐえひめ国体伊予市医事・衛生基本計画に基づき、愛顔つなぐえひめ国体（以下「大会」という。）における防疫対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

愛顔つなぐえひめ国体伊予市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図り、関係機関・団体等の協力を得て防疫対策を実施する。

3 実施項目

(1) 防疫に関する知識の普及啓発

実行委員会は、保健所及び関係機関・団体と連携し、感染の発生防止のため、防疫に関する知識の普及啓発を図る。

(2) 健康診断の実施

実行委員会は、保健所及び関係機関・団体等の協力を得て、消化器系感染症の発生予防を重点とした健康診断の実施を励行するよう指導し、保菌者の有無を確認する。

ア 対象者

- (ア) 大会に参加する選手・監督、役員等（以下「大会参加者」という。）が宿泊する施設の食品取扱従事者
- (イ) 大会参加者に昼食（弁当を含む。）を提供する施設の従事者
- (ウ) 競技会場内の飲食提供施設の従事者
- (エ) その他実行委員会が特に必要と認めた者

イ 実施時期及び回数

対象者に対して、大会前の概ね3ヶ月以内に1回実施する。ただし、実行委員会が特に必要と認めた場合は、再検査することができる。

ウ 保菌者に対する措置

検査の結果、保菌者と認められた者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき必要な措置を講じる。

(3) 防疫体制の整備

大会参加者及び一般観覧者に感染症患者（擬似症、無症状病原体保有者を含

む。)が発生した場合は、感染症法に基づき必要な措置を講じるとともに、保健所、県実行委員会及び関係機関と連携して大会への影響を防ぐように努める。

また、関係機関が迅速に対応できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、防疫対策に関して必要な事項は、関係機関・団体と協議のうえ、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会については、関係機関と協議のうえ、可能な範囲で防疫対策を実施することとする。

附 則

この要項は、平成28年2月3日から施行する。